

平成23年山形村議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月7日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成23年12月7日

(10日間)

至 平成23年12月16日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 6 承認第 5号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 7 議案第44号

日程第 8 議案第45号

日程第 9 議案第46号

日程第10 議案第47号

日程第11 議案第48号

日程第12 議案第49号

日程第13 議案第50号

日程第14 議案第51号

日程第15 議案第52号

日程第16 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1番	大池俊子君	2番	三澤一男君
3番	小林武司君	5番	上條光明君
6番	宮澤敏君	7番	竹野園磨君
8番	柴橋潔君	9番	中村弘君
10番	上条浩堂君	11番	竹野入恒夫君
12番	大月民夫君	13番	神通川清一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	清沢實視君	副村長	百瀬泰久君
教育長	本庄利昭君	総務課長	笹野初雄君
住民税務課長	青沼永二君	保育園長	山口隆也君
会計管理者	野口英明君	保健福祉課長	小野勝憲君
農林建設課長	中村俊春君	教育次長	根橋範男君
総務課 考査役	住吉誠君		

事務局職員出席者

事務局長	小口正君	書記	藤沢ゆきみ君
------	------	----	--------

◎開会の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

これより、平成23年第4回山形村議会定例会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎村長招集あいさつ

○議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。この地方、先週の金曜日、12月2日には今シーズン初めて5ミリほどの積雪が観測されまして、いよいよ冬到来でございます。師走に入りまして、議員の皆様におかれましては公私ともご多用の中、全員ご出席をいただき、平成23年第4回議会定例会を開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

今定例会に私どもから提案いたします案件でございますが、人事院勧告に伴う一般職員の給与に関する条例改正の専決処分承認1件、松本広域連合の事務変更及び規約変更に伴うものと、松本西部施設組合を組織する市村の増加に伴う規約変更の2件、そして一般会計補正予算（第3号）ほか特別会計等の補正予算5件のあわせて計10件でございます。それぞれ十分にご審議いただきまして、ご承認またはご起立を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、招集のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。ご苦勞さまでございます。

◎開議宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番・柴橋潔議員、9番・中村弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月29日及び本日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から12月16日までの10日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の活動状況報告及び議員の派遣結果報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりでありますのでご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（神通川清一君） 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、行政報告2件についてご報告申し上げたいと思います。

まず最初に、平成23年松塩地区木曾老人福祉施設組合11月定例会についてご報告申し上げたいと思います。

当組合の11月定例会は、塩尻市福祉センターにおいて、去る11月11日午後2時より開会され、本村より組合監査委員の神通川議長とピアやまがた山口所長、そして副管理者の私が出席いたしました。

今定例会では、人事案件のほか平成22年度歳入歳出決算の認定と、今年度一般会計補正予算（第1号）が上程され、審議の結果、原案どおり可決されました。

人事案件では任期満了に伴う公平委員の選任でありましたが、塩尻市在住の三村尚志氏が同意、選任されました。

平成22年度決算では歳入46億9,987万円、歳出は46億3,080万円で、実質収支額は6,907万円の黒字決算となりました。

また、旧浅間のつつじ荘の跡地に、これは松本市の原というところがございますが、の土地の一部を県に売却したことで財産収入1,579万円の増額となっております。

なお、本会議終了後、開会されました全員協議会で本年度、平成24、来年度ですね。来年度、平成24年度から26年度までの3年を計画期間とする実施計画案が事務局より提示されました。それによりますと、当村にある特別養護老人ホームピアやまがたとデイサービスセンターやまがたの2つの施設の大規模改修事業に着手することが発表されました。

このピアやまがた改修事業費には1億5,000万円、デイサービスやまがたの改修費には2,000万円が予定されており、いずれも再来年、平成25年度中に事業を終了、完成予定となっております。

次に、第2回県と市町村との協議の場についてご報告申し上げたいと思います。

平成23年度から新たに県と市町村との協議の場が設置され、県と市長会、町村会の代表者が対等、双方向な立場で理解を行い、協議が整った時点において、双方が十

分尊重し、それぞれの施策に生かせるよう努めるとともに、必要に応じて国に対する提言を行うなど、よりよい長野県をつくり上げていく場とされております。

今後はこの協議の場を通じ県と市町村のお互いの課題や悩みを共有し、県と市町村が実効ある対話を積み重ね、真に効果的な施策が進められるよう努力していくとされておるところでございます。さらに、協議の場で協議、確認された事項につきまして、スピード感を持って取り組みを進めていくこととなっております。

このような趣旨に基づきまして、去る11月4日午後3時より県庁におきまして、第2回県と市町村との協議の場が開かれ、町村会理事を務めている私も出席いたしました。県側からは阿部知事以下6名、市長会からは母袋市長会長以下5名、町村会からは藤原町村会長以下7名の合計18名によって話し合いを行いました。

当日の主なテーマは「森林づくり」について協議されました。その中で間伐など森林整備を集中的に行う財源として、県が2008年度から導入いたしました森林づくり県民税も来年度、2012年度で5年間の期限切れとなるため、各市町村より森林税継続を求める声が出ておりました。

これについて県民アンケートでは、約8割から継続した方がいいという意見結果が出ているというので、今後も細部にわたって議論していきたいと、継続に意欲的に、言うならば前向きな姿勢を阿部知事が示されたところでございます。

また、有害鳥獣駆除対策について意見が出されました。長野県下の野生鳥獣による農林被害額の状況でございますが、平成20年度で16億4,000万円、21年度で16億円、22年度で14億9,000万円とわずかながら減少傾向のようでございます。

しかし、最も被害の大きいニホンジカは、県が定めている年間捕獲目標2万5,000頭をさらに大幅に増やすよう市町村側から提案されました。県の担当者は取得が割合容易なわな猟免許の取得を増やしていきたいということや、今後広域連携により集中捕獲法のあり方を早急に検討することを申し合わせまして、その意見が一致したわけでございます。

本村ではご存じのとおりイノシシが、それからハクビシン、アナグマによる被害が頻繁に最近になって出てきておるところでございますが、これも時間の問題だと思っております。ニホンジカにつきましては今のところ確認されていないようでございますが、声は聞いたことがあるということに住民の中からお聞きしたことがございますけれども、今のところニホンジカは山形にはまだ入ってきていないということでございます。

24年以降も今年度を上回る防護さく設置等にかかわる予算確保を国に対して働きかけていくことということを確認し合ったところでございます。

以上、平成23年松塩地区木曾老人福祉施設組合定例会の報告と、第2回県と市町村との協議の場についての2件についてご報告申し上げます。

なお、工事の発注状況につきましては、お手元に配付してあります関係書類にて報告にかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上であります。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに議会に提出されました請願・陳情は、陳情3件であります。書記をして陳情の件名を朗読いたします。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） 本日提案されました陳情3件については、会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託し審査願うことにいたします。

◎承認第5号

○議長（神通川清一君） 日程第6、承認第5号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、承認第5号の提案説明を申し上げたいと思っております。

承認第5号は「一般職の職員の給与に関する条例の専決処分について」でございます。

地方公務員法第14条第1項の規定に基づきまして、人事院勧告の内容を踏まえ、給料月額額の改定を行うこととなりました。

12月1日より施行し専決処分としましたので、今回の議会に報告させていただきまして、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで議案審議についてお諮りします。

去る11月29日開催の議会運営委員会において、承認第5号について、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第5号は委員会付託を省略し、議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

ここで本会議を休憩します。休憩。

（午前 9時16分）

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時27分）

○議長（神通川清一君） それでは、先ほど議題としました承認第5号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 不承認するほどのことのこだわりはありませんので、もちろん

承認するんですが、先ほど全協でも若干同僚議員の発言もありましたけれども、確かにこの間、全協で理事者の日程だとかいうことでちょっとなかなかとれないというようなお話がありましたけれども、私はやっぱりこういうことは議会で臨時議会を開いて行ってほしかったなという意見を述べて承認の、賛成ですけれども、そういう意見だけ述べたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 以上で討論を集結し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め採決します。

本案件を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、承認第5号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（神通川清一君） 日程第7、議案第44号「松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第44号「松本広域連合の処理に関する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について」提案理由を申し上げたいと思います。

松本市村井町にあります旧伝染病舎の用地ですね、これを更地にいたしまして独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターに貸し付けることに当たりまして、松本広域連合の規約の変更が必要となるために議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、詳細説明があればこれを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第45号

○議長（神通川清一君） 日程第8、議案第45号「松本西部広域施設組合を組織する市町村数の増加、松本西部広域施設組合の共同処理する事務の変更及び松本西部広域施設組合規約の変更について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第45号「松本西部広域施設組合を組織する市町村数の増加、松本西部広域施設組合の共同処理する事務の変更及び松本西部広域施設組合規約の変更について」提案申し上げたいと思います。

昨年度より進められてまいりました松本西部広域施設組合と塩尻朝日衛生施設組合の統合によりますごみ共同処理につきましては、組合を構成する構成各市村並びに各議会、また施設に隣接する地元関係町会での基本事項の了承を得まして、去る9月26日に松本市役所におきましてごみ共同処理の協定が締結されました。

そして、来年平成24年4月1日より、新組合で業務開始が予定されておるところでございます。この新組合の設置に当たりましては、松本西部広域施設組合の規約改正が必要でございまして、施設組合管理者より、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、組合規約の変更についての協議依頼がございました。この協議に際しましては、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する各市村の議会での組合規約変更の議決が必要となりますために提案するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、組合規約の変更につきまして補足説明を申し上げます。

先ほど村長の提案にもありましたように、平成24年4月1日から新組合でのごみの共同処理が始まるということで、それに向けましての規約変更でございます。松本西部広域施設組合の規約、新旧対照表で説明申し上げたいと思いますので、新旧対照表をお開き願いたいと思います。

横長のものがございますけれども、まず1ページ目でございますが、規約の題名が変わります。これにつきましては、施設組合の名称が変わりますので、松本西部広域施設組合から今度新しい組合の名前でございますが、松塩地区広域施設組合規約ということで、規約の題名が変わるものがございます。組合の名称につきましては、松塩地区広域施設組合という名称になります。

それから、第2条、組合を組織する公共団体でございますが、従来の松本市と山形村に加えまして今度塩尻市、朝日村が加わりまして2市村から今度4市村での構成というものになるわけでございます。

それから、第3条には組合の共同する事務を掲げてございます。基本的には4市村共同のものでございますが、従来からのものがございまして、2市村のものもござい

ます。

まず、1番のごみ処理施設でございますが、(1)のごみ焼却施設とごみの中継施設、これにつきましては4市村との構成になります。

それから、(2)番の最終処分場、これは従来塩尻市さんと朝日村さんが共同でやっていたものでございますが、これにつきましては引き続き塩尻市さんと朝日村の2市村での運営というものになるわけでございます。

それから、2番目の廃棄物再生利用施設、これは容器包装プラスチックの処理のものでございますが、これは従来どおり松本市と山形村ということでございます。

それから、3番のし尿処理の関係も、これも従来どおり松本市さんと山形村ということでございます。

それから、4の余熱利用施設、これはラーラ松本でございますが、これにつきましては4市村での運営というものになるわけでございます。

めくっていただきまして2ページ目でございますが、上段の5番、運動施設の関係

でございますが、(1)のごみ焼却施設に関する、隣接する施設ということでございまして、これはクリーンセンターの南側にあります運動場、それから緑地公園、ゲートボール場、これは余熱利用施設に係る施設ということでございまして、これにつきましては4市村の運営というものでございます。

それから、(2)番のし尿処理に隣接する施設、これはし尿処理施設の南側にあります運動場、それからテニスコートの関係でございますが、これはし尿処理の関係ということで、従来どおり松本市と山形村で運営というものでございます。

それから、第5条でございますが、議員の定数でございます。従来は松本市と山形村ということで14名であったわけでございますが、今度4市村ということになると、議員の定数につきましては17名、3に各市村の議員定数が掲げてございます。松本市が9名、塩尻市が4名、山形村と朝日村が2人ずつというものでございます。

それから、3ページに入りまして第7条、議長及び副議長の選任のことがうたわれております。従来の規約にはこの規定がなかったわけですが、今度議長、副議長の選任の方法につきまして明確にするということでここに掲げてございます。

それから、第8条でございます。執行機関でございます。今度塩尻市と朝日村が加わるということで、副管理者に塩尻市長と朝日村長ということで増えるものでございます。

それから、第10条、監査委員の関係でございます。ここも監査委員の任期につきまして明確にしたいということで、特に議員から出せる選任の者につきましては、議員の任期中というようなこととなっております。

それから、めくっていただきまして5ページ、下段でございます、5ページの下段。施行期日でございます。この規約の施行日でございますが、24年4月1日から施行するということでございます。

それから、2の経過措置ということでございまして、ごみの関係の負担の関係でございますが、これにつきましては前々年度の廃棄物の量を基本にするということでございまして、24年度につきましては22年度のそれぞれの施設で処理した量を用いるということでございます。

めくっていただきまして(2)は、平成25年度、これも前々年度ですから本年度、23年度のごみの量によって算定するというものでございます。

それから、別表をご覧いただきたいと思っております、7ページ。従来は建設費、それか

ら維持経営費等々、特に維持経営費につきましては均等割10%、搬入割90%というような比率でございましたし、2市村でやっていたということで、山形村の負担が波田町の合併によりまして負担が大きくなったわけでございますが、このごみ処理に関します負担割合、今度は基本的には建設費につきましては搬入割100%、それから維持運営費につきましては均等割が5%、搬入割が95%ということで、ここの比率が若干従来とは変わってくるかと思えます。

あと、それぞれ施設、先ほどのようなごみの共同処理する事務に従いまして4市村で受け持つものと、従来どおり2市村で受け持つ分ということで、そこに掲げておるような負担割合にしていきたいというものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（神通川清一君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第45号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第46号～議案第47号

○議長（神通川清一君） 日程第9、議案第46号、日程第10、議案第47号は一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第46号、議案第47号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第46号、それから議案第47号の提案理由を申し上げたいと思えます。

まず、議案第46号は「課設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

ご存じのとおりに複雑・多様化する事務事業に対応しまして住民サービスの向上を図るため、平成20年度から現行政組織機構で対応してまいりましたが、さらなる住民の利便性向上に向け、本年4月に職員による組織検討委員会を設け諮問をいたしました。その後、5回の会議を経まして、7月に検討委員会から答申されました。

答申を受けた内容を検討した結果、現行の長部局の課を4課から8課にし、住民の利便性を考え、専門的かつ効果的な組織を図る観点から現行の行政組織機構を見直し、平成24年度から新たな組織体制として行政運営をしていくことが適当であると判断したわけでございます。

そのため、課設置条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第47号でございます。「課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」でございます。

先ほどの議案第46号の課設置条例の一部を改正するに伴うものでございまして、関係条例を改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより議案第46号、議案第47号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第48号

○議長（神通川清一君） 日程第11、議案第48号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、議案第48号「平成23年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げたいと思います。

この一般会計の補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出から2億376万3,000円を減額し、補正後の予算規模は35億2,015万7,000円となっています。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、保育園等建設工事請負費及び総合計画策定業務委託料について、限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、第3条の地方債の補正は、施設整備事業の一般財源化分について限度額を変更するものであります。

主な内容は、保育園等建設工事請負費について、平成23年度の出来高予定額と支払いの見込みの中で、歳出予算の保育園等建設工事から2億円を減額して工事請負費を3億円として、その財源の地方債を1億3,000万円に、一般財源振替の児童福祉施設建設改築基金繰入金を1億2,000万円にそれぞれ減額するとともに、債務負担行為の平成24年度の限度額に8,000万円を追加して5億6,000万円に、地方債の限度額から7,000万円を減額して1億3,000万円と見込み計上いたしました。

また、子ども手当について、平成23年度子ども手当法が施行されずに、つなぎ法及び特別措置法が施行されたため、歳出予算の子ども手当費の扶助費から2,300万円を減額いたしまして、その財源の国庫支出金の子ども手当負担金から同額の2,300万円を減額いたしました。

このほか、歳入予算では地方交付税に6,443万5,000円を追加して、繰入金の公共施設整備基金繰入金から2,000万円を減額の上、計上いたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

○総務課長(笹野初雄君) それでは、議案第48号「平成23年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の詳細説明を申し上げます。

補正額、予算規模は、先ほど提案説明でご説明をいたしましたとおりでありますの

で省略させていただきまして6ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。限度額をそれぞれ変更するものでありまして、保育園建設、それから総合計画策定の委託料でありますので、よろしく願いをいたします。

1枚めくっていただきまして7ページ、第3表、地方債の補正。山形保育園の建設事業の出来高予定額が、見込みが立ちましたので、それに伴います補正でありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入の関係をご説明申し上げます。11ページであります。

地方交付税につきましては6,400万円ほどの追加をお願いするものであります。

それから、一番下の国庫支出金、節の1、社会福祉費負担金であります。障害者自立支援給付費が不足が見込まれまして、その該当する部分、県費、国・県の負担金が増額が見込まれますので今回補正をするものであります。

それから、7の子ども手当負担金、2,300万円、先ほど申し上げましたとおり10月1日からつなぎ法、あるいは特別措置法の施行に伴うものであります。

1枚めくっていただきまして13ページ、一番上段の県支出金、先ほど国庫の方で申し上げましたとおり障害者自立支援の給付金の負担金、県費が4分の1見込むものであります。

それから、14ページの繰入金でありますけれども、4の児童福祉施設建設改築基金繰入金、先ほども申し上げましたとおり基金の繰り入れを保育園建設関係でありますけれども、1億8,000万円減額するものでございます。

それから、その下の10、公共施設整備基金繰入金であります。2,000万円の減額であります。中大池の詰所の建て替えに充てておりましたけれども、一旦一般財源を充当するために今回減額するものであります。

それから、一番下の19諸収入で、雑入の一番下の節の4、衛生費収入金であります。清掃収入金で998万4,000円の増であります。これはクリーンセンターの平成22年度分の精算分であります。それから、その下の老人保健医療収入金486万8,000円、これは老人保健の拠出金の還付が生じたのでここで雑入にしております。

それから、次のページ、15ページ、村債の関係でありますけれども、民生債で、先ほど地方債の補正で申し上げましたとおり保育園建設に伴うものであります。

次、歳出であります。

16ページ、目の一般管理費の13の委託料であります。下から2段目ですが、例規集の改廃整備の委託料ということで追加をお願いいたしました。これは地

域主権改革の一括法に伴う例規集の整備に伴うものでありますのでよろしくお願いをいたします。

ページ飛びまして19ページになります。民生費の社会福祉総務費の関係でありますけれども、節で言いますと次のページで、20ページの扶助費の関係であります。扶助費の030の自立支援事業扶助費955万円ですかね。これは先ほど歳入の方でもご説明申し上げましたとおり不足が生じました。その間、国・県からのそれぞれの負担金を流動してあります。

それから、その下の23、償還金、利子及び割引料であります。過年度国庫負担金返還金でありますけれども、平成22年度の国庫負担金の精算で返還金が生じたので追加をするものであります。

次のページ、21ページの目の4の医療給付費の20の扶助費、子ども医療扶助費ということで232万5,000円ありますが、これは中学生の拡大分の増加に伴うものでありますのでよろしくお願いをいたします。

それから、ページ飛びまして23ページ、8の子ども手当費の関係で20の扶助費、歳入の方でも申し上げましたが、10月1日より子ども手当の施行がなくなり、つなぎ法及び特別措置法の施行のために減額をするものであります。

それから、ページ飛びまして26ページであります。林業振興費の19、負担金、補助及び交付金関係であります。該当するところは次のページの27ページ、019みんなで支える里山整備、それからその下の森林環境保全直接支援事業でありますけれども、この制度改正に伴う減額と、この制度改正に伴う組み替えによりまして唐沢地区の搬出間伐及び作業道等の事業でありますのでよろしくお願いをいたします。

それから、中段の土木費の3、公園等管理費の関係でありますけれども、11、需用費、修繕であります。これにつきましてははたかのくぼ公園、それから及びなろう公園等の修繕が発生をいたしましたので今回追加をお願いするものであります。

それから、その下の消防費、3の消防施設費、分団の詰所の解体であります。これは上大池の詰所及び火の見やぐら等の解体をお願いするものであります。

それから、次のページ、28ページの4の文化財保護費、これは7の賃金から始まりまして次のページ13の委託料まで、これにつきましては保育園建設に伴います埋蔵文化財調査の面積が縮小したために減額をお願いするものであります。

それから、29ページの10の教育費で、目の1、学校管理費、節で言いますと一

番下の14、使用料及び賃借料の関係でありますけれども、237万3,000円の減額であります。これは保守料から委託料に変更に伴いまして、その上の教育用パソコン保守委託料139万円が増となっております、減額その他の理由としましては、借入料の入札の差金が含まれております。

それから、次のページ、30ページの工事請負費の関係では、小学校の駐車場の工事費の減額に伴って106万円を減額するものであります。

主なもの、以上ご説明申し上げまして終わります。

○議長（神通川清一君） それでは、議案第48号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 7ページの地方債補正なのだけれども、これ、いわゆる要らなくなったので借入れを減らすということのようだけれども、これは実際そういったことができるというのはいいんだけれども、実際の率はどのぐらいで借りていたんですか、利率、予定は。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 当初予算においては2億円の起債を予定していたわけなんですけれども、保育園の建設工事の進捗状況等を勘案した中で、23年度分は1億3,000万円の一応借入予定ということでございますけれども、実際にこの起債を借りるのは来年の3月の下旬ごろ借りる予定でございますので、ちょっと利率についてはその時点で幾らになるかというのは、その時点になってみないとわからないというのが現状であります。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野議員。

○7番（竹野園麿君） どこから借りる予定ですか、今現在は。

○議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 一応今回のこの起債のメニューについては民間ということでございますので、JAさんとか銀行さんの中で一番安いところの利率の金融機関さんをお願いしたいというようなことで考えております。

○議長（神通川清一君） 竹野議員。

○7番（竹野園麿君） 当然その中でもってこの後も、もう変更はないということかな。

つまり途中でもって、こっちの都合でもって返還、償還できると、早く満期前という
か、当初の契約前に返せるという、そういう内容の契約にする予定ですか。

○議長（神通川清一君） 住吉考査役。

○総務課考査役（住吉 誠君） 民間さんから借り入れる場合についてなのですけれど
も、ある程度この村の方で財源的に余裕があった場合については、少しでも利子を軽
減するというようなことからしまして、その状況に応じまして繰上償還というものを
やるものですから、それについては一応繰上償還もできるような条文になっておりま
すし、あとその金融機関と協議した中で、3年ごとに利率を見直して少しでも安い利
率を適用したいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第49号

○議長（神通川清一君） 日程第12、議案第49号「平成23年度山形村国民健康保
険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第49号「平成23年度山形村国民健康保険特
別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

国民健康保険特別会計の予算につきまして、歳入歳出ともに1億4,265万7,000円を
増額し、補正後の予算総額を9億4,764万8,000円とするものでございます。

今回の補正の主な項目は、国民健康保険の医療費の支払いが年度当初から予想を大
きく上回り、現在予算では不足が見込まれるため増額するものでございます。

財源といたしましては、医療費の伸びに対する国・県の支出金増額見込分、前年度
繰越金をもって対応し、さらに繰り入れで不足する額は支払準備基金から6,000万円の
取り崩しをもって対応するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民税務課長。

○住民税務課長（青沼永二君） 補足させていただきます。現在医療費が前年に比較しまして月平均で約860万円ほど上昇しております。

補正項目の主なところでは、保険給付費で1億4,041万円を増額するものであります。歳入におきましては、基金から6,000万円を取り崩してこれに充てるものであります。

内容につきましては、予算書、歳出では3ページ、歳入では戻りまして2ページに主なところを書いてありますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） それでは、議案第49号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第50号

○議長（神通川清一君） 日程第13、議案第50号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第50号でございます。「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ155万1,000円を減額いたしまして、総額を6億687万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主な内容でございますが、歳入では一般会計からの繰入金を減額し、歳出では総務管理費の電算委託料等の不用見込みによる減額と介護サービス等の諸費の地域密着型サービス費、それから高額介護サービス費の不足及び施設介護サービス等の給付見込み減少による予算の組み替えが主な内容となっております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第50号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第51号

○議長（神通川清一君） 日程第14、議案第51号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第51号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出におきまして、浄化センターの曝気装置の修繕が必要となるため、161万7,000円を追加するものでございます。歳出補正に係る財源につきましては、全額予備費からの充当とするため歳入歳出予算の総額には変更はございません。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第51号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案第52号

○議長（神通川清一君） 日程第15、議案第52号「平成23年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 議案第52号「平成23年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げたいと思います。

補正の主な内容でございますが、認可保育園となります山の子共同保育園の園児数の増員等に伴いまして、園で使用する給水量が増えるため、配水管の布設替えが必要となりました。このため費用といたしまして234万1,000円を補正するものでございます。財源につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんいたしたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） それでは、議案第52号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

◎議案の委員会付託

○議長（神通川清一君） 日程第16、議案の委員会付託を議題とします。

本日提出されました議案第44号から議案第52号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 10番、上条光堂です。総務農林常任委員会に付託されました議案第46号並びに第47号の課設置条例の改正に関することですが、この条例改正は我々全議員の担当する委員会に密接に関係する議題でありますので、できれば総務農林委員会だけに付託するというのはいかがかなと思うわけですが、このことについて論議いただきたいと思います。

○議長（神通川清一君） 今、上条浩堂議員からそういう質問がありました。

それでは、ここで休憩をしまして、議会運営委員会を開催したいと思います。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） ちょっと待ってください。一旦本会議を閉じていただけるなら、全員協議会で協議していただければ大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいま上条議員からそういう提案がありました。いかがでしょうか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） いいですか、意見を言っているんですね、今の対しての意見を言ってよろしいんですね。

○議長（神通川清一君） はい。

○5番（上條光明君） 5番の上條光明ですが、今、上条浩堂議員の両方の委員会で、多分特別委員会というようなことかなと思いますが、やることそのものは私は反対ではないんですが、この件については議会運営員会でもう既に話し合いをしてこう付託したというように私はとらえているものですから、できれば議運の委員長さんにその辺、そのときにそういう経過があったかどうかをちょっとお聞きしたいというような、この議場で聞くのがいいのか、今の言う全協で聞いた方がいいのかちょっとわかりませんが、一応多分この日程については議運でこれでやるということで付託も先ほどしたということなものですから、もし議運でそういう意見があつてこのとおりに可決したとしたら、それを戻すというのはまたちょっと面倒かなということで、そのときに意見があつたけれども、採決した結果こうなつた。

上条浩堂議員が個人の議員としてそういう意見を述べているのかどうか、その辺、経過的にもしわかつたらちょっとこの場で議運の委員長にちょっと聞きたい。ちょっと私、委員じゃないものですから、経過がわかってないものですから、そういう意見

ですが。反対とか賛成とかということではなくて。

○議長（神通川清一君） 竹野議運委員長、いかがですか。

竹野議員。

○議会運営委員長（竹野園麿君） それでは、今、上條光明議員からの内容を聞きましてので申し上げたいと思いますが、去る29日ですか、議運を開きまして、この各委員会への付託について、このように分けることについては、そのときは特に両方というふうなことはなかったというふうに記憶しております。

なお、今、そのような意見を出された上条浩堂議員も議運の委員でございまして、当然一緒にいたわけですので、なかったというふうに思います。

なお、上條光明議員への答え以外で私、一議員として意見を申し上げさせていたければ、この組織条例の改正、組織については、これは全く村長の専権事項だというふうに思います。村長のいわゆる行政を進めていく上での補助機関である事務を分掌させることはということで、だから特にその議会として難しいというんですか、あまり変更を見たようなこともできにくい内容のものじゃないかなというふうに思います。

なお、この後、この条例がもし通れば、当然議会の委員会条例でも改正が必要になるはずだと思いますので、そのときには直接こういった各課だとか、いわゆる仕事の分担、各常任委員会へ分ける部分が出てくるものですから、そこはしっかり議会として審査していかなきゃならないなど、そんなふうに私個人の意見も申し上げさせていただきます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 竹野議員のおっしゃるとおりであります。とりあえず村上程のこの条例は総務委員会でやるのが適当と私も思います。したがって、提案は取り下げますので、よろしくをお願いします。

○議長（神通川清一君） 再度確認したいと思いますが、ご意見を取り下げるということでよろしいですか。

それでは、本日提出されました議案第44号から議案第52号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定いたします。

した。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会とします。

（午前10時20分）